

令和6年10月から 医薬品の自己負担の仕組みが変わります

令和6年度の診療報酬改定に基づき、後発医薬品(ジェネリック医薬品)のあるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、「特別の料金」をお支払いいただくこととなります。

※詳しくは裏面をご覧ください

この機会に後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

- ・後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じお薬です。
- ・後発医薬品のあるお薬で、先発医薬品の処方を希望された場合、先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を「特別の料金」として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただくこととなります。
- ・先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、「特別の料金」は要りません。
- ・流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には、「特別の料金」は要りません。

この「特別の料金」は、以下の制度の**助成対象外**となりますので、令和6年10月以降に先発医薬品の処方を希望された場合、自己負担が発生します。

◆子ども医療費助成制度

◆ひとり親家庭等医療費助成制度

◆重度心身障害者医療費助成制度

【お問い合わせ】

子ども医療費・ひとり親家庭等医療費について

玉名市役所 子育て支援課 子育て支援係 TEL 75-1120

重度心身障害者医療費助成について

玉名市役所 総合福祉課 福祉政策係 TEL 75-1121

特別の料金の計算方法

先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当を特別の料金としてお支払いいただきます。

例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の4分の1である10円を、通常の1～3割の患者負担とは別にお支払いいただきます。



※「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。

※端数処理の関係などで特別の料金が4分の1ちょうどにならない場合もあります。詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。

※後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。

※薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。

Q&A

Q1. すべての先発医薬品が「特別の料金」を支払う対象となりますか。

A. いわゆる長期収載品（ちょうきしゅうさいひん）と呼ばれる、同じ成分の後発医薬品がある先発医薬品が対象となります。

Q2. なぜ「特別の料金」を支払わなくてはいけないのですか。

A. みなさまの保険料や税金でまかなわれる医療保険の負担を公平にし、将来にわたり国民皆保険を守っていくため、国は、価格の安い後発医薬品への置き換えを進めています。そのため、医療上の必要性がある場合等を除き、より価格の高い一部の先発医薬品を希望される場合には、「特別の料金」として、ご負担をお願いすることとなりました。これにより、医療機関・薬局の収入が増えるわけではなく、保険給付が減少することにより医療保険財政が改善されますので、ご理解とご協力をお願いします。

Q3. どのような場合に「特別の料金」を支払うこととなりますか。

A. 例えば、“使用感”や“味”など、お薬の有効性に関係のない理由で先発医薬品を希望する場合に「特別の料金」をご負担いただきます。過去に当該後発医薬品において副作用が出たことがある場合等は、医師、歯科医師、薬剤師等にご相談ください。

Q4. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には「特別の料金」が発生しますか。

A. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には、「特別の料金」を支払う必要はありません。